

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第34号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>参事（政策管理担当）</u>、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 本庁の課長 行政組織規則の規定により本庁に置かれた課、教育組織規則の規定により本庁に置かれた課及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）第7条第1項に規定する総務部会計課（以下「総務部会計課」という。）及び同項に規定する総務部施設課（以下「総務部施設課」という。）（以下これらを「本庁の課」という。）の長をいう。</p> <p>(12)～(35) (略)</p> <p>（危機管理部及び出納局におけるこの規則の</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（政策管理担当）</u>、<u>同項に規定する理事（新図書館担当）</u>、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 本庁の課長 行政組織規則の規定により本庁に置かれた課、教育組織規則の規定により本庁に置かれた課及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号。以下「<u>警察組織規則</u>」という。）第7条第1項に規定する総務部会計課（以下「総務部会計課」という。）及び同項に規定する総務部施設課（以下「総務部施設課」という。）（以下これらを「本庁の課」という。）の長をいう。</p> <p>(12)～(35) (略)</p> <p>（危機管理部及び出納局におけるこの規則の</p>

適用)

**第2条の4** 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」及び「主管局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、同条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第32条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第198条第1項第1号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長専決」と、出納局にあつては「出納局次長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長又は」と、出納局にあつては「出納局次長又は」とする。

(技術調査課におけるこの規則の適用)

**第2条の8** (略)

適用)

**第2条の4** 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長（以下「主管局長」という。）」とあるのは危機管理部にあつては「行政組織規則の規定により危機管理部に置かれた参事（政策調整に関する事務を処理する者に限る。以下「危機管理部参事」という。）」と、出納局にあつては「出納局次長」と、「主管局長が」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事が」と、出納局にあつては「出納局次長が」と、同条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第32条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第198条第1項第1号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事」と、出納局にあつては「出納局次長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事専決」と、出納局にあつては「出納局次長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部参事又は」と、出納局にあつては「出納局次長又は」とする。

(技術調査課におけるこの規則の適用)

**第2条の8** (略)

(総務部会計課におけるこの規則の適用)

(合議事項)

**第3条** (略)

(出納者等の事務引継ぎ)

**第76条** 出納者又は分任出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。

(1) (略)

(2) 事務引継書は、引継年月日を記入して前任者及び後任者が記名押印し、それぞれ1部ずつを保管する。

2 (略)

**別表第5** (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉セン

**第2条の9** 総務部会計課における警察組織規

則第7条第3項の装備管理室（以下「装備管理室」という。）に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室に置かれた警察組織規則第61条第1項の管理官（以下「装備管理室管理官」という。）と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「装備管理室管理官」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「装備管理室管理官」とする。

(合議事項)

**第3条** (略)

(出納者等の事務引継ぎ)

**第76条** 出納者又は分任出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。

(1) (略)

(2) 事務引継書は、引継年月日を記入して前任者及び後任者が記名し、それぞれ1部ずつを保管する。

2 (略)

**別表第5** (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉セン

<p>ター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、<u>伊東高等学校</u>、<u>伊東商業高等学校</u>、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>	<p>ター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、<u>伊豆伊東高等学校</u>、<u>熱海高等学校</u>、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第35号（その1）中「第76条関係」を「第75条関係」に、

「課等名又はかい名

前任出納員 職 氏 名 ㊟  
(分任出納員) を

後任出納員 職 氏 名 ㊟  
(分任出納員) 」

「課等名又はかい名

前任出納員 職 氏 名  
(分任出納員) に改める。

後任出納員 職 氏 名  
(分任出納員) 」

様式第35号(その2)中「第76条関係」を「第75条関係」に改める。

様式第47号(その1)及び様式第47号(その2)中「㊟」を削る。

様式第52号中 「ふりがな 氏 名 ㊟」を 「ふりがな 氏 名」に改める

る。

様式第68号(その1)(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中

「氏 名 ㊟」を

「氏 名 ㊟」に改める。  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

様式第68号(その3)中

「氏名 ㊟」を

「氏名」に、

「  
氏名 ㊞  
」  
を  
「  
氏名 ㊞  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)  
」

に改める。

様式第69号中

「氏名 印」を

「氏名 」に、

「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に改める。

様式第76号、様式第77号、様式第86号及び様式第88号中「㊞」を削る。

様式第99号の4中「記帳者印」を「記帳者」に改める。

様式第100号中「受付者印」を「受付者」に、  
「払込み 取扱者印」を「払込み 取扱者」に改める。

様式第101号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第119号中「㊞」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県財務規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県財務規則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。